

視察報告

議会運営委員会

視察期間

平成24年8月22・23日

視察先と視察事項

○長野県松本市

「議会改革の取り組みについて」

○長野県小布施町

「通年議会について」

松本市

議会改革の取り組みについて

※議会による政策立案・政策提言

議会基本条例が平成21年3月に制定され、制定後の取組事項により4常任委員会に年間テーマを設定し、調査研究を行い、研究結果を議員全員による議会政策討論会で論議、討議を行い議会運営委員会で決定の後、議長から市長へ提言書を提出するものである。平成23年度実績は総務常任委員会（指定管理者制度）、教育民生常任委員会（通学区の弾力化・高齢者介護の問題）、経済環境常任委員会（自然エネルギーの活用・松本B級グルメの創造）、建設常任委員会（松本市の交通のあり方）でこの内、通学区の弾力化と自然エネルギーの活用が提言書の提出に至った。

※議会報告会の開催

議会の仕組、基本条例の取り組み、定例会審議結果等を報告。あわせて参加者から議会に対する意見、提言をいただく。平成22年度の実績は4、6、10月に計7回開催。平成23年度実績は計3回開催された。

※当初予算説明会

2月定例会招集日の翌日から3日間の日程で開催し、財政課長等から詳細説明を受け、質疑の機会を設けている。

※移動委員会の活用

地域住民に関わりが深く、関心の高い議題については、必要に応じて当該地区において委員会を開催。

※各種団体との意見交換会

町会連合会、民生委員、児童委員協議会、建設業協会、学童保育連絡協議会、飲食店組合、猟友会、農業委員等との意見交換会を年1回開催。

※ステップアップ市民会議の開催

委員を公募（委員数20人以内、任期2年）、テーマを決めて3分科会を設置。分科会の集約結果を報告し、委員と議会側出席者で意見交換。分科会は意見交換の結果を踏まえ、議長に提言書を提出。提言内容について議会としての考えを集約。議会の考え方を回答、実施。委員による検証を行う。



▲松本市

小布施町

通年議会について

平成22年3月より通年議会を施行。通年議会は議会が地域主権の立場に立って、町民益を追究し、町民の立場で請願等の審議・調査のスピード化を進め、主導的・機動的に活動することで、議会活性化の取り組みを進めていく。議会活性化の動きをさらに進めるため、議会が政策立案機能を強化し、常時、町民とともに政策提言できる環境を整備するため、定例会の回数を年1回とし、その定例会を通年とする。定例会の会期は3月から翌年2月までとなっており、本会議は3月に開会し、6月、9月及び12月に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開する。町長から議案等を示し、再開の請求が



▲小布施町

あったときは、請求のあった翌日から7日以内に本会議を再開しなければならない、月2回以上の会議がある場合は○月第○回会議となる。専決処分を取り扱いについては別に定められ、専決処分することができ事項を次のように規定している。

- ① 法律上、町の責務に属する1件100万円以下の和解及び損害賠償額の決定に関する事。
- ② 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条例又は用語を引用する条例の規定を整備する必要が生じ、かつ町がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。
- ③ 会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。